



2024年10月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン  
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 大垣内 剛  
(コード番号：6173 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克  
(TEL. 03-6758-5588)

## 2025年2月期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年10月15日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項の規定に基づき半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を中国財務局に提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

第30期（2025年2月期）半期報告書（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）

#### 2. 延長前の提出期限

2024年10月15日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2025年1月13日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

##### (1) 承認申請に至った経緯・理由等

当社は企業内容等開示ガイドライン24・13（1）③に該当することとなりましたので、承認申請書を提出いたします。当社は2022年2月期及び2023年2月期並びに2024年2月期の有価証券報告書等に関して重要な事項について虚偽の記載が発見され、2025年2月期半期報告書の期首残高等を確定するために必要な過年度の連結財務諸表の訂正に関する監査報告書を受領できておらず、当社がその旨を適時開示にて公表していることが理由になります。

当社は、2024年9月18日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当社が保有する投資有価証券（暗号資産転換可能社債）及び暗号資産関連の取引及び水まわりサービス支援事業における取引に関して、当社と利害関係を有しない外部の専門家からなる特別調査委員会を設置して調査を進め、特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

また、2024年7月16日付「2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認に関するお知らせ」にて公表のとおり、2025年2月期第1四半期報告書の提出期限を2024年9月30日とする旨の承認をいただいております。

当社は、特別調査委員会の調査及び監査法人やまぶきの監査手続に全面的に協力してまいりましたが、結果的に当社の人員の不足等から、監査法人及び財務局等関係各所に、正確な情報が適時に共有されておらず、特別調査委員会の調査報告書の受領が当初想定の日から遅れたことに加え、財務報告に係る内部統制の評価等、決算及び開示の進捗が遅延し、それに伴う監査等に想定以上の時間を要しており、2024年9月30日においてこれらの検討が完了していません。そのため、提出期限の2024年9月30日までに2025年2月期第1四半期報告書を提出することが出来ませんでした。

当社は当初延長承認後の提出期限（2024年9月30日）の経過後8営業日以内（2024年10月10日まで）に2023年2月期及び2024年2月期の過年度訂正報告書及び2025年2月期第1四半期報告書を提出する予定であり、2022年2月期の過年度訂正報告書は監査未了であり監査終了後遅滞なく提出する予定でありました。

上記の訂正報告書及び2025年2月期第1四半期報告書の監査意見は、2023年2月期の訂正報告書及び2024年2月期の訂正報告書は意見不表明、2025年2月期第1四半期報告書は適正意見の予定となっておりました。

しかしながら当社の認識不足のため、2022年2月期の訂正報告書を未提出のまま、2023年2月期及び2024年2月期の訂正報告書を提出することは出来ないことが判明し、当初延長承認後の提出期限（2024年9月30日）の経過後8営業日以内（2024年10月10日まで）には、2025年2月期第1四半期報告書のみ提出となりました。

2025年2月期第1四半期報告書の監査意見は当初は適正意見を予定しておりましたが、2023年2月期及び2024年2月期の訂正報告書が未提出であることを理由として、監査意見は意見不表明となりました。

当社と監査法人やまぶきとの監査契約は四半期レビュー契約書となっており、監査対象事業年度は、2025年2月期第1四半期のみとなっておりました。そのため当社は、2024年9月19日に新たに他の監査法人を2025年2月期第2四半期を担当する監査人予定者と指定致しました。

当初監査人予定者は当社の2025年2月期第1四半期の監査意見が適正意見であることを前提に監査受託の意思を示して戴いておりましたが、2025年2月期第1四半期の監査意見が意見不表明となったことで、2024年10月8日に現状では監査受託は難しい旨の連絡がありました。当社は同日その後監査法人やまぶきに2025年2月期第2四半期の監査受託を打診しましたところ、2022年2月期の訂正報告書が提出される前提でないと監査契約の締結は難しく、その前提であっても監査契約締結の審査及び2022年2月期の訂正報告書の提出状況の確認等監査の実施に時間がかかるとの回答でありました。

したがって、2025年2月期第2四半期報告書は法定提出期限である2024年10月15日までには提出が出来ない状況にあります。

また、2022年2月期の訂正監査受託について、2024年10月10日付の「2025年2月期第1四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の結論不表明に関するお知らせ」に記載しておらず公表が遅れましたが、現時点で、監査受託契約が締結されておられません。当社といたしましては、2022年2月期の訂正報告書の監査を2022年2月期監査人に打診しましたが、現実的に2022年2月期の訂正監査を期限内に終了するのは難しいと回答を受け、別途監査人予定者と2022年2月期の訂正監査受託に関して協議を進めております。また2025年2月期第2四半期報告書の監査を監査法人やまぶきに受託し提出を進めたいと考えております。

なお、2024年2月期の有価証券報告書等の訂正報告書が未提出ではございますが、2024年10月10日付の「(訂正・数値データ訂正)「2024年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について」に公表いたしましたとおり2024年2月期の決算につきまして一部修正をいたしました。これに伴い、決算訂正後の2024年2月期の連結財務諸表における純資産の額に、法令の規定による準備金又は引当金(連結財務諸表規則第45条の2第1項)を加え、非支配株主持分を控除した額が△8百万円となりましたが、訂正前の2024年2月期の有価証券報告書に基づいて上場維持基準の審査が完了していることから、改善期間には該当しません。

(2) 承認を受けようとする期間の積算根拠

現時点において、当社による開示書類の作成及び提出、並びに会計監査人による会計監査及び意見報告は、以下のスケジュールで行うことを予定しております。

① 当社による開示書類の作成及び提出(～2024年10月31日)

当社は、開示書類作成に関しては10月10日後に開始し10月31日に作成完了の予定です。具体的なスケジュールは以下になります。

- ・個別財務諸表の決算処理：2024年10月15日まで
- ・連結精算表の作成：2024年10月18日まで
- ・注記事項の作成：2024年10月22日まで
- ・財務諸表の作成：2024年10月31日まで

② 会計監査人による会計監査及び意見報告(～2025年1月13日)

当社は、監査法人やまぶきに2025年2月期第2四半期の監査受託を打診致します。監査法人やまぶきは、2025年2月期第2四半期の監査に関して、2022年2月期に係る訂正監査の進捗を踏まえ、以下の作業を想定しております。

(1) 第30期(2025年2月期) 半期報告書の期中レビューに係る予備調査

(2) 2022年2月期の訂正監査を実施する前任監査人との、2023年2月期期首残高を含む監査の引継

(3) 2023年2月期及び2024年2月期の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正の要否及び訂正範囲の特定

(4) 第30期(2025年2月期) 半期報告書に対する期中レビュー手続き

通常のレビュー手続きよりも強い証拠力の得られる実証手続きを実施します。具体的には取引テスト件数の拡大、期末残高に対する残高確認の追加発送などが必要と考えられます。

(5) 2023年2月期及び2024年2月期の有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書の開示内容の確認

(6) 第30期(2025年2月期) 半期報告書の開示内容の確認

なお、実際は上記(1)～(6)を同時並行で進めていくことが想定されますが、これらの作業にかかる期間についての想定は下記のとおりです。

- (1) 6週間
- (2) 1週間
- (3) 3日
- (4) 3週間
- (5) 1週間

(6) 1週間

また、監査人予定者による2022年2月期の訂正監査手続きのスケジュールは以下になります。

- ・ 前任監査人からの引継ぎ：2024年10月31日まで
- ・ 訂正監査契約審査：2024年11月8日まで
- ・ 訂正監査手続き（結論審査含む）：2024年12月13日まで

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上